

## 品川区後継者育成支援事業助成金交付要綱

制定 平成29年6月1日 区長決定 要綱第101号

改正 令和2年4月1日 区長決定 要綱第90号

### (目的)

第1条 この要綱は、品川区商店街連合会が行う次代の商店街活動を担う商店街における人材育成事業を支援することにより、区内商店街の振興に寄与することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 この要綱に基づく品川区後継者育成支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付を申請することができる者（以下「助成対象者」という。）は、品川区商店街連合会とする。

### (助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象とする事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める実施条件を満たすものとする。

- (1) 商店街の人材育成のための出張講座  
受講者は商店街（会）会員であること。
- (2) 商店街の人材育成のための連続講座
  - ア 受講者は商店街（会）会員であること。
  - イ 受講者は補助事業開始時に50歳未満であること。
  - ウ 受講者は事前に所属する商店街（会）の長から推薦状を受取り、助成対象者に提出すること。
- (3) 新規事業助成等  
前号の講座に参加していること。

### (助成金の対象経費、限度額および助成率)

第4条 助成対象経費、限度額および助成率は別表に掲げるとおりとする。

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、別表に定める限度額と、助成対象経費に別表の助成率を乗じた額（1千円未満の端数は切り捨て）を比較し、いずれか低い額とする。

### (助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書（第1号様式）により区長に提出しなければならない。

### (助成金の交付決定)

第7条 区長は、前条の申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（第2号様式）により当該助成対象者（以下「助成事業者」という。）に通知するものとする。

2 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

### (助成事業の内容変更等)

第8条 助成事業者は、事業の内容を著しく変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（第3号様式）により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、変更等承認決定通知書（第4号様式）により助成事業者に通知するものとする。

（遅延等の報告）

第9条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しないときまたは助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに理由その他必要な事項を区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（非常災害の場合の処置）

第10条 区長は、助成事業者が非常災害等により被害を受けたため助成事業の遂行が困難となったときは、必要に応じ、特別な措置を指示するものとする。

（実績報告）

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第12条 区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第6号様式）により助成事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき助成金の確定額は、助成事業の実施に要した助成対象経費の額に助成率を乗じた額（1千円未満の端数は切り捨て）または交付決定した助成金の額のうち、いずれか少ない額とする。

（助成金の請求）

第13条 助成事業者は、前条の通知を受けた場合には、速やかに請求書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の概算払い）

第14条 助成事業者は、前条の規定にかかわらず、助成金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第8号様式）により区長に申請しなければならない。この場合において、第12条の規定する助成金が確定したときは、速やかに助成金精算書（第9号様式）により精算しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 区長は、助成事業者が次の各号いずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

（契約の相手業者に対する処分）

第16条 前条に該当する行為に関与した請負または委託契約の相手業者は、その事実が判明したときから1年間、助成事業の契約の相手業者となることができない。

(助成金の返還)

第17条 区長は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 区長は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定をした場合において、既にその額を超える額が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(違約加算金)

第18条 区長は、第15条の規定により、この助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、助成金の返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

2 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第19条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

3 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係わる違約加算金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(助成金の経理等)

第20条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第21条 助成事業者は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

(適用)

第22条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については品川区補助金等交付規則（昭和39年4月1日規則第4号）の規定を適用する。

(委任)

第23条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

この要綱は、平成29年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表（第4条、第5条関係）

助成対象経費		限度額	助成率
1. 商店街の人材育成のための講座の開催	(1) コーディネーターにかかる経費	1回につき100千円	10/10
	(2) 講師謝礼	1回につき 50千円	
	(3) 会場代	1件につき 10千円	
2. 新規事業助成等	品川区商店街ホリデー・トレーニング事業助成金交付要綱別表に定める対象経費	1商店街につき200千円	

※各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

※100万円以上の経費については、3社以上から見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

※使用実績のない経費に関しては助成対象外となる。ただし、天災地変の発生により、やむを得ず使用されなかった施設・整備の設営に係る経費は除く。

※新規事業助成等の実施回数は当該年度を通して1商店街1回とする。

品川区長 へ

団体名 \_\_\_\_\_

代表者

役職名・氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

助成金交付申請書

下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 助成金の種別 後継者育成支援事業

2 事業名 \_\_\_\_\_

3 事業内容 (1) 計画書 別紙1

(2) 予算書 別紙2

4 担当者 (1) 氏名

(2) 連絡先

電話番号 :

FAX番号 :

メールアドレス :

別紙1（第6条関係）

1	団体名
2	事業名
3	実施期間                      年    月    日 から                      年    月    日まで
4	事業の具体的な内容
5	期待される効果

別紙2（第6条関係）

（単位：円）

経費名称	数量	単 価	金 額		備考
			対象経費	対象外経費	
合 計					
			総事業費計 A	対象経費計 B	

助成対象経費 （=B）	助成金交付申請額 C （=B×助成率）	商店街連合会負担額 D （=A-C）

「助成金交付申請額 C」

※算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります

※算出した額が限度額を超過した場合、限度額が助成金交付申請額となります

区 分	積立金	負担金	借入金	その他
商店街連合会負担額Dの内訳				



第2号様式（第7条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

団体名  
代表者  
役職名・氏名 様

品川区長

助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 助成金の種別 後継者育成支援事業
- 2 事業名 \_\_\_\_\_
- 3 交付決定金額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

品川区長 へ

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

役職名・氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

変更等承認申請書

年 月 日付品地商収第 号で助成金の交付決定の通知があった助成事業の内容  
を変更（\*中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1 助成金の種別 後継者育成支援事業

2 事業名 \_\_\_\_\_

3 変更（\*中止）の内容

4 変更（\*中止）の理由

団体名  
代表者  
役職名・氏名 様

品川区長

変更等承認決定通知書

年 月 日付で申請があった助成事業の内容の変更（\*中止）について、下記のとおり承認します。

記

1 助成金の種別 後継者育成支援事業

2 事業名 \_\_\_\_\_

3 承認内容

4 付帯条件

品川区長 へ

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

役職名・氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

### 実績報告書

年 月 日付文書番号で助成金の交付決定通知のあった助成事業が完了したので、  
下記のとおり報告します。

### 記

1 助成金の種別 後継者育成支援事業

2 事業名 \_\_\_\_\_

3 実施事業の報告

(1) 実施報告書 別紙1

(2) 決算書 別紙2

別紙1（第11条関係）

1	団体名
2	事業名
3	実施期間                      年    月    日 から                      年    月    日まで
4	実施場所
5	事業の具体的な内容
6	事業実施後の効果

別紙2 (第11条関係)

(単位:円)

経費名称	数量	単価	金額		備考
			対象経費	対象外経費	
合 計					
			総事業費計 A	対象経費計 B	

助成対象経費 (=B)	助成金確定額 C (=B×助成率)	商店街連合会負担額 D (=A-C)

「助成金確定額 C」

※算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります

※算出した額が助成金交付決定額を超過した場合、助成金交付決定額が助成金確定額となります

区 分	積立金	負担金	借入金	その他
商店街連合会負担額Dの内訳				

団体名  
代表者  
役職名・氏名 様

品川区長

助成金額確定通知書

年 月 日付文書番号で交付決定した助成金について、提出された実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められ、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

1 助成金の種別 後継者育成支援事業

2 事業名 \_\_\_\_\_

3 助成金確定額

(1) 交付決定金額 \_\_\_\_\_ 円

(2) 確定額 \_\_\_\_\_ 円

品川区長 へ

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

請 求 書

年 月 日付文書番号で確定額の通知があった助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 助成金の種別 後継者育成支援事業

2 事業名 \_\_\_\_\_

3 請求金額 \_\_\_\_\_ 円



年 月 日

品川区長 へ

団体名 \_\_\_\_\_

代表者

役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

概算払請求書

年 月 日付文書番号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり請求します。

記

1 助成金の種別 後継者育成支援事業

2 事業名

3 概算払請求理由

4 請求額 円

(内訳)

交付決定額 円

概算払受領済額 円

今回請求額 円

残額 円

年 月 日

品川区長 へ

団体名 \_\_\_\_\_

代表者

役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

助成金精算書

年 月 日付文書番号で確定額の通知があった事業が完了したので、下記のとおり精算  
します。

記

1 助成金の種別	後継者育成支援事業	
2 精算額等	(1) 精算額（確定額）	円
	(2) 交付決定額	円
	(3) 概算払受領額	円
	(4) 返還予定額	円
	(5) 追給予定額	円